

中能登町告示第76号

中能登町ランダム係数を用いた最低制限価格の設定に関する要領を次のように定める。

令和5年12月1日

中能登町長 宮 下 為 幸

中能登町ランダム係数を用いた最低制限価格の設定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が実施する入札において透明性及び公正性を確保するため、中能登町最低制限価格の設定に関する要領（平成21年中能登町告示第28号）第4条第1項の規定又は中能登町の建設工事に係る業務委託における最低制限価格の設定に関する要領（平成28年中能登町告示第74号）第3条第3項の規定に基づき最低制限価格を設定しようとする場合における、ランダム係数を用いた最低制限価格の算出方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格基準額（以下「基準額」という。） 最低制限価格を算出するための基準となる額をいう。
- (2) ランダム係数 電子計算機を用いて0.995から1.005までの範囲で無作為に発生させた係数をいう。
- (3) 最低制限価格 中能登町財務規則（平成17年中能登町規則第28号。以下「規則」という。）第124条第1項に定める最低制限価格をいう。
- (4) 予算執行者 規則第2条第6号に規定される者をいう。
- (5) 予定価格調書 規則第125条に定める予定価格調書をいう。

(基準額の決定)

第3条 予算執行者は、第1条に掲げる各要領に基づき最低制限価格を設定しようとする場合において、各要領における最低制限価格の算出方法に係る規定の例により、開札日までに基準額を決定するものとする。

2 前項の規定により決定した基準額は、予算執行者が予定価格調書に記入し、封印してから入札執行者に送付する。

(最低制限価格の算出方法)

第4条 前条の規定により決定された基準額にランダム係数を乗じて得られた額を最低制限価格とする（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

2 前項により得た最低制限価格が、第1条に掲げる各要領に定める最低制限価格の範囲を超える場合は、各要領に定める上限及び下限を最低制限価格とする。

（入札執行に係る手続き）

第5条 入札執行にあたっての入札執行者の手続きは、次のとおりとする。

（1）入札執行者は、入札執行時に最低制限価格自動計算システム（以下「自動計算システム」という。）によりランダム係数を決定する。

（2）入札執行者は、第3条第2項の規定により、予算執行者より送付された予定価格調書を開封して記載された基準額を確認し、自動計算システムに入力する。

（3）入札執行者は、基準額、ランダム係数及び自動計算システムにより得られた最低制限価格を入札結果報告様式に記録する。

2 前項で決定したランダム係数及び最低制限価格は、開札後、公表することとする。

3 自動計算システムの故障等により、当該自動計算システムの使用が困難となった場合は、機器の交換等必要な措置を講ずるものとする。なお、自動計算システムの回復の見込めない場合は、予定価格調書に記載された基準額を最低制限価格とするものとする。

（入札参加者への周知）

第6条 この要領に基づき最低制限価格を決定する場合は、一般競争入札にあつては入札公告に、指名入札にあつては指名競争入札執行通知書に事前に入札参加者へ周知するものとする。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事等から適用する。